汀	或我

日時: 6月26日(水) AM8:30 〈庁議室〉

【市長挨拶】

【協議事項】

1. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

教育部長

【その他】

1. 平成30年度太田市マネジメントシステムの活動報告について

企画政策課主幹

6月26日 庁議提出案件

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

教育部長 氏名 高橋 徹(TEL) 0276-20-7084

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

スクールバスの運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したことを 報告するものです。

【概要】

1 スクールバスの運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年5月31日	217, 129円 (217, 129円)	10割	平成31年4月15日発生。職員の運転する太田市立綿打小学校の下校便のスクールバスが花香塚会館の敷地内で旋回したところ、当該スクールバスの左後方が駐車中の相手方が所有する乗用車の後方に接触したことにより、当該乗用車が損傷し、相手方に損害を与えたものである。

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し217,129円を支払う。
- (2) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し(1) に定めるもののほか、何らの債権債務が無いことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い

損害保険ジャパン日本興亜株式会社一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年7月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 管理係 ダイヤルイン 0276-20-7084